

平成26年度第4回

安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議

議 事 録

日 時：平成26年10月21日（火）午後3時開会
場 所：WEST19 2階 研修室A・B

1. 開 会

○事務局（細海食の安全推進課長） 定刻となりましたので、ただいまから、平成26年度第4回安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます保健所食の安全推進課長の細海でございます。よろしく願いいたします。

本日の会議の終了時刻は17時を予定してございますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

さて、この会議ですが、札幌市安全・安心な食のまち推進条例に基づきます市長の附属機関として設置されたものでございまして、本日は、今年度第4回目の会議でございます。

まず、委員の皆様の出席状況の報告をさせていただきます。

この会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができないことになってございます。ただいまご出席の委員の皆様方は13名でございまして、委員総数17名の過半数に達しておりますので、この会議が成立していることをご報告いたします。

なお、あいにく、本日欠席されております委員は、委員名簿の6番目の札幌市農業協同組合経済部営農販売課の佐藤委員、8番目の一般社団法人札幌市中央卸売市場協会会長の高橋委員、11番目のスイーツ王国さっぽろ推進協議会会長の長沼委員、16番目の作家・エッセイストの森久美子委員の4名が欠席ということでございますので、よろしくお願いいたします。

また、傍聴席に関係職員も同席してございますので、よろしくお願いいたします。

この会議につきましては、前回同様、公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

この会議の会議録につきましては、後日、札幌市のホームページに掲載する予定でございますので、ご承知おき願いたいと思います。

◎配付資料の確認

○事務局（細海食の安全推進課長） では、本日の資料の確認をさせていただきます。

机の上に、会議の次第と座席図と委員名簿が1枚ずつあるかと思っております。そのほかに、資料1として、既に皆様へ事前にお配りしております安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画の素案です。資料2として、A3判両面の推進計画案の概要版です。資料3として、推進計画素案への主な意見ということでA4判の2枚物です。資料4として、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針の一部改正について」というA4判の3枚物です。

皆様のお手元に資料はありますか。

なお、事前に送っております推進計画の素案を本日お持ちでない方がいらっしゃいましたら、事務局に予備がございますので、お手を挙げていただければお届けします。大丈夫

でしょうか。

それから、お手元に最新のキッチンメールを一つお配りしておりますので、参考に見ていただければと思います。

◎挨拶

○事務局（細海食の安全推進課長） それでは、ここで、開会に当たりまして、保健所食の安全担当部長の山口からご挨拶をいたします。

○山口食の安全担当部長 食の安全担当部長の山口でございます。

前回の会議から3週間余りでの開催となりました。委員の皆様におかれましては、お忙しい中をご出席いただき、まことにありがとうございます。

また、日ごろから本市の食品衛生行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

推進計画につきましては、これまで1年以上にわたり皆様からご意見をいただきながら検討してまいりましたが、本日の会議において最終的なまとめをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本日は、推進計画のほかに、食の安全確保に関する報告事項といたしまして、輸出促進の観点から、HACCPの普及を進め、食品取り扱い事業者がHACCPを段階的に導入しやすいようにするなどのため、国において、このたび、事業者が実施すべき管理運営基準の指針、いわゆるガイドラインを改正いたしました。

管理運営基準は、施設の清潔保持や食品の取り扱い、従事者の健康管理など営業者が守らなければならない基準を示したもので、国のガイドラインの改正に伴い、札幌市におきましても、今後、管理運営基準を定めている条例の改正など、何らかの対応が必要となってまいりますので、このガイドラインの改正内容についてご説明いたします。

以上、簡単ではございますが、開会に当たっての私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（細海食の安全推進課長） それでは、ここから議事に入らせていただきます。

ご発言は、挙手の上、お手元のマイクをご利用ください。

では、これ以降の会議の進行につきましては、池田会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

2. 議 事

○池田会長 会長を務めさせていただきます池田でございます。

それでは、座って進行させていただきます。

前回、諮問をいただきました推進計画につきまして、今回も委員の皆様の活発なご議論のもと、できれば最終的にまとめていきたいと思っております。委員の皆様、ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の議題は、次第にございますように、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画素案、それから、食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）の一部改正について、その他でございます。

それでは、議題（１）の安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画についてです。

本文は第１章から第４章までありますので、それぞれ章ごとに審議したいと思います。

皆さん、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○池田会長 それではまず、第１章から、事務局より、ポイントの説明をお願いいたします。

○事務局（伊藤調整担当係長） 調整担当の伊藤でございます。

どうぞよろしく申し上げます。

前回、素案に対する意見の募集をしたところ、第３回目の会議終了後も１０月３日まで素案に対する意見を募集させていただきました。その中で、委員より、意見を補足する資料をいただきました。どうもありがとうございました。そのほかに、特に施策についての意見はなかったというところです。

本日は、前回からの変更箇所と、いただいたご意見を反映させた部分等を中心に説明させていただきます。

用いる資料は、資料１の推進計画の素案、資料２の推進計画の概要、資料３の素案に対する意見と計画への反映の三つになります。

まず、資料１の推進計画の素案をごらんください。

まず、１ページめくりまして目次です。

この辺に関しては、大きな変更はございません。ただ、「推進計画」という名前で書いていたのですけれども、「推進計画」とずっと続いてしまいますので、「計画」という言葉に統一させていただきました。第１章から第４章まで「計画」という言葉で統一させていただいております。

次に、第１章の計画の策定にあたってです。

これについても、主な変更はございませんが、より詳しく説明させていただくため、注釈を増やして言葉の説明を追加させていただいております。

次に、３ページをごらんください。

ここにつきましても、大きな変更はございませんが、推進計画の位置づけの表を見ていただきたいと思います。そこに、食品表示法を追加させていただきました。これまで記載がなかったのですけれども、食品表示法の施行も伴いますので、ここに入れさせていただきました。その一部が監視指導計画に直結する部分でもありますし、この計画自体にもその対策と普及啓発も含めた内容が記載されていますので、食品表示法を載せさせていただきました。

その後、計画の期間や推進体制についても特に変更はないのですが、４ページの上から

7行目に、「推進計画を変更する際についても、推進会議で意見を聴くなど、市民等の意見を反映させます」という言葉は追加させていただきました。

その後、庁内の連携とか関係機関・団体との連携等につきまして、特に変更はございません。

第1章についての説明は以上です。

○池田会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、まず、ご質問があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 ないようでしたら、ご意見はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 ないようですので、次に、第2章の説明をお願いいたします。

○事務局(伊藤調整担当係長) 続きまして、6ページからの第2章について説明させていただきます。

まず、第2章につきましては、最初の基本理念と目指す都市像のところを8行とコンパクトにさせていただきました。というのは、2ページに記載しています4行目から10行目ぐらいのあたりと似たような表現がございましたので、この辺を読みやすいように省いてコンパクトにさせていただきました。

それから、7ページの基本方針についてです。

(1)基本方針と(2)札幌市・事業者の責務、市民の役割ですが、(1)と(2)を入れかえさせていただきました。先に規制と連携・協働による基本方針を打ち出して、その後、札幌市・事業者の責務と市民の役割はどういうものかということがわかるように、順番を入れかえて記載させていただきました。

それから、(2)札幌市・事業者の責務、市民の役割のところですが、①の札幌市の責務の3行目と、資料3の推進計画(素案)への主な意見です。そのまま読ませていただきますと、「施策へ参加し意見を表明するという市民の役割について、市民自らの判断で食品等を選択するのは大変難しいと思う。市はパイプ役として情報開示が少し欠けているように思う」という意見がございましたので、それに対しての事務局側の説明としまして、「情報の発信については、基本施策5の『施策の展開1情報の発信』に具体的な施策としていますが、さらに①札幌市の責務に、以下を追記しました」ということで、「市民に正確かつ適切に情報提供し、事業者に自主的取組の支援を行うほか」という言葉を追記させていただきました。情報発信についても札幌市がきちんと行っていくということで明記させていただきました。

それから、8ページにつきましては、下の市民の役割、事業者・札幌市の責務のイメージ図について、このように簡略化して掲載させていただいております。

第2章については以上でございます。

○池田会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明に対しまして、まず、質問をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 ないようでしたら、ご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 それでは、もし何かありましたら、後でも結構でございますので、先に進めたいと思います。

次に、第3章をお願いいたします。

○事務局(伊藤調整担当係長) 続きまして、第3章の食を取り巻く現状と課題についてご説明いたします。

1番の社会的な背景の(1)国における食品の安全確保にかかる諸問題については、特に変更等はしておりません。

そして、11ページの近年の食中毒事件とその傾向についても、記載は基本的に変更していないのですが、12ページの全国の病因物質別の食中毒発生件数とノロウイルスの食中毒事件の原因のグラフは、札幌市のものが最初は左側に来ていましたけれども、まず、全国から比較していただくために、左側を全国にして、右側にノロウイルスという配置に入れかえさせていただいております。

それから、14ページの2番の札幌市の食を取り巻く現状と課題についてです。

市民相談件数の推移のグラフに関して、資料3をごらんいただきたいのですが、第3章の中で、図の題名には「きのご相談を除く」という文言ではなく、「衛生に関する」などの文言を入れるべきではないでしょうかという意見がございましたので、ここもグラフ名に「食品衛生に関する」を追記させていただいて、「市民相談件数の推移」という形にさせていただきました。

それから、その下にある食の安全・安心のために札幌市が取り組むべきことも、最初は15ページまでの中の4番目にこのグラフが入っていたのですが、まず、市民相談件数があって、その後に札幌市が取り組むべきことがあって、その後に市民の皆さんの食の安全・安心についての関心とご自分で取り組めることというふうにグラフを入れかえさせていただいております。ただ、中身については記載の変更等はございません。

それから、右側の16ページです。

前回、しょくまると協定制度の認知度が市民にとっても低いというご説明をさせていただいたのですが、そのデータに基づく資料が掲載されていなかったため、ここに札幌市の平成26年度第1回市民アンケートで行ったしょくまる、協定制度のロゴマークの認知度というグラフを追記させていただいて、3行目からその下に、「ロゴマークの認知度を調査した結果『両方知らない』と回答した人は7割以上であることがわかり、市民への周知方法が今後の課題となりました」という部分を追記させていただいております。

それから、(2)市内の事業者の意識については変更がございません。

ページをめくっていただいて、(3)札幌市の食産業と観光で、18ページをごらんいただきたいと思います。ここは、前回お配りした差し込み資料としてお配りしていたものをページにきちんと反映させていただいております。

ここにつきましては、資料3のページをめくっていただいて、基本施策6の食産業・観光の振興への寄与というところです。資料としては3ページ目になるのですが、北海道・札幌の食品がなぜおいしいのかをどこに盛り込んでほしいというご意見がありまして、追加の資料もいただきました。

下から9行目のところに「『おいしいものを食べる』が最も高く、市民はもちろん観光客にとっても、広い大地と豊かな海を有し、北海道の気候風土が育んだ各地のおいしい食材を使用した札幌の食は魅力的です」という言葉を入れさせていただきました。冬の気候とかいろいろなことも入れたいところではあったのですが、どんどん長くなってしまおうということもございましたので、「北海道の気候風土が育んだ」と「おいしい食材」という言葉を入れさせていただきました。

次に、19ページをごらんください。

3番のビジョンの成果と今後の課題についても、前はもう少し長かったのですが、少しコンパクトにさせていただきました。どうしてビジョンができたのかについて、最初の策定にあたってのところにもきちんと明記されておりましたので、そのきっかけとなったのは、平成19年に市内の食品製造業者による賞味期限改ざん事件が発覚しまして、それに対して市民の食に対する不安が急増して札幌の食のブランドイメージが低下しており、そういうことを背景に策定されましたというように明記させていただきました。

それから、6行目の「これらを踏まえ、食品安全基本法の理念を取り入れた『安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業』を開始し」ということで、ここにも正式に安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業を始めましたということを入れさせていただきました。

また、ここに21ページ参照と書いてあります。21ページをごらんください。

そこに、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業の概要ということで、平成19年の事件をきっかけに、こういった事業を始めて、リスクコミュニケーションを中心とした事業を次々と展開していったわけですが、その事業名と内容と対象者と開始年度を記載させていただいて、少しわかりやすく表を作成させていただきました。

(1) ビジョンの成果の①の食の安全・安心に関する総合的な施策の展開です。

ここにも、どういった事業を行ったかをやや長く書いてあったのですが、21ページに表として反映させていただきました。

それから、20ページにつきましては、ビジョンの課題というふうに書いていたのですが、これも、「今後の課題」という言葉に置きかえさせていただきました。ビジョンの課題も見えているのですが、それを踏まえて、さらに今後の課題はどういうものかとい

うのを記載するために、ここの題名を若干変えさせていただいています。

それから、③の食の安全・安心の確保による札幌の食のブランド力向上というところも数行を加えさせていただきました。これは、戦略ビジョンの関係がございましたので、北海道、札幌市の関係部局間でより一層の緊密な連携を図りながら、食に関するほかの施策を食の安全・安心の面から支えるとともに、生産から販売までフードチェーンにおける食の安全・安心を確保することで、食産業の基盤強化、札幌の食のブランド力向上に取り組む必要がありますということで、食産業も今後の課題として重要なところですので、ここに明記させていただいております。

21ページにつきましては、先ほどの安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業の表を追加したということと、指標の達成状況につきましては変更ございません。

第3章につきましては以上です。

○池田会長 ありがとうございます。

質問があればお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 なければ、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 札幌の食品がなぜおいしいかの意見に対して、こういう文章が入るのはすごくいいですね。やわらかく感じます。

それでは、もしないようでしたら、第4章に入りたいと思います。

ここでは、基本施策が1から6までございますので、それぞれやりたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(伊藤調整担当係長) それでは、第4章の施策の展開についてご説明いたします。

22ページからになりますが、前回お配りしました差し込みの資料を反映させていただいて、基本施策のほかに施策の展開も見られるように差し込んでおります。

そして、23ページ、24ページの記載等については変更がございません。ただ、写真等を新しく入れかえております。それから、24ページに食中毒予防のノロウイルスの懸垂幕を昨年つくりましたので、そういうものを写真で載せさせていただきました。

それから、25ページ、26ページについても、写真等を新しくしたというくらいで、特に変更はございません。

27ページにつきましても同様に、主な変更はしていません。

28ページについては、資料3をごらんいただきたいと思います。

一番下の質問になりますが、しょくまるの認知度が低いということですがけれども、電気が消えている地下鉄駅構内の電照広告を活用してほしい、また、今後ともアンケートなどでしょくまるや条例の認知度を把握してほしいという意見がございました。

これにつきましては、今後とも、アンケート等を行いまして、制度の認知度や市民意識、

ニーズの把握に努めてまいりますということです。

一応、交通局に電照広告のことについても確認させていただいたのですが、今のところ、節電対策で消しているところがありましたので、今後、我々で協定を含めて電照広告を作成するようなときは、電気をつけなくてももう少し目立つようなわかりやすいものに心がけたいと思っております。

続きまして、次の29ページになります。

ここについては、ステップアップという表があるのですが、ここは前回のものを改善して載せさせていただいています。

この説明は、食の安全確保に関する事業者の取り組みを整理すると、おおむね右の図のようになります。事業者は、必要最低限の法令に基づく基準を守る段階から、自主的取り組みを進め、積極的にステップアップしていくことが求められますということで、この表の左側の点線の部分に書いてあったと思うのですが、法令に基づく必要最低限の基準が営業許可あるいは届出になります。これは規制の部分ですが、ここが最低限の基準です。

この後にHACCP導入型管理運営基準や、しょくまる等の認証基準といった自主的取り組みの促進を事業者には取り組んでほしいということで、階段を上るような形のステップアップの取り組み段階を入れさせていただきました。

次に、施策の展開2になります。

これにつきましては、資料3の2ページ目です。第2章の基本方針に、市民の役割として事業者に対して意見を言ったり、協力するとあります。また、この項目に消費者と事業者の信頼関係を築けるよう支援するとありますが、市民は、意見を言う場がどのように与えられて、また協力したらいいのかということで、札幌市の支援とはどういうことでしょうかということなのです。

これについては、パブリックコメントやイベント等におけるアンケートなど、今後も機会を捉えて市民の意見を伺っていきまして、事業者の取り組みは協定制度のガイドブック等で市民へ情報提供していきます。さらに、基本施策5に飛んでしまうのですが、38ページの基本施策5の施策の展開3の市民・事業者の意見の反映です。(2)の項目の下から3行目に、「また、計画の策定に当たっては、広く市民から意見を募集するパブリックコメント等を実施し、市民の動向・ニーズを把握し、反映させるとともに、各種事業の実施等においてアンケート等を行い、事業の効果的な手法、見直し等を行います」と加えさせていただいております。

以上、基本施策1と2について説明させていただきました。

○池田会長 ありがとうございます。

質問はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 質問がなければ、ご意見をお持ちの方はお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 それでは、すぐにはないようですので、基本施策3の説明をお願いします。

○事務局（伊藤調整担当係長） 基本施策3の危機管理体制の強化・充実のところに関しましては、特にご意見等も前回はありませんでした。あと、健康危機管理のシミュレーション訓練の写真を差しかえるなどをしております。特に、記載内容については変更していません。

○池田会長 ありがとうございます。

これにつきまして、ご質問のある方はありますか。

または、ご意見のある方はありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 変更がないということですので、次をお願いいたします。

○事務局（伊藤調整担当係長） それでは、基本施策4の食品等の安全性に関する学習です。

これにつきましても、写真の差しかえは行いましたが、特にこちらで施策を変更したところはございません。

ご意見は、資料3の2ページの真ん中の部分に、いろいろな施策を理解してもらうためにも、市民と直接対面する出前講座が効果的だと思うので、できるだけ開催してほしいという意見がございました。これについて、今後とも、出前講座を継続して実施しまして、食品衛生を中心に啓発していきますと回答させていただきました。

それから、市民と協働して事業を進めていくために、何か一つ目立つような新しい事業を大々的に開催して、市民が協働しようという気持ちになるための働きかけを行ったほうがよいのではないのでしょうかというご意見をいただきました。こちら側の説明としましては、市民の関心度を向上させることは課題というふうに捉えておりまして、そのために、食の安全に関するイベント等を定期的で開催できると、市民の参画する意識も高まってくると考えておりまして、今後とも取り組んでいきたいと回答させていただきました。

基本施策4については以上です。

○池田会長 施策の推進計画についても、変更はほとんどないということでございます。

まず、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 ご意見のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 それでは、ないようですので、基本施策5の説明をお願いいたします。

○事務局（伊藤調整担当係長） 基本施策5に関しましては、先ほど、38ページの（2）市民・事業者の意見の反映のところ、「アンケートを行い、事業者の効果的な手法、見直し等を行います」という言葉を入れさせていただきましたと説明しましたが、それ以外に、記載、あるいは施策の基本的な部分の変更は特にございません。

そして、このときにいただいたご意見は、2ページの最後に書いてありますが、問題が

あった食品はマスコミも取り上げるので目につきやすいのですが、安全な食品の情報が余り伝わってきません。安全であるという情報発信は難しいでしょうかというご意見がありました。これについては、安全な食品に関する情報発信を各種ツールによって行っていきたいと考えております。正確な行政情報が少しでも早く届くように消費者庁や厚労省に働きかけていきますというように回答させていただきました。

基本施策5については以上です。

○池田会長 ご質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 では、ご意見のある方はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 それでは、ないようですので、基本施策6の説明をお願いします。

○事務局(伊藤調整担当係長) 基本施策6の食産業・観光の振興への寄与につきましては、先ほど、北海道、札幌の食品がなぜおいしいかどこかに盛り込んでほしいという意見に対して、第3章の2の(3)のところに「おいしい」という言葉等を入れさせていただきましたと説明を申し上げました。そういった質問のほか、ここの記載についての変更は特にございませぬ。オータムフェストなどの写真をここに少し入れさせていただきました。

基本施策6については以上でございます。

○池田会長 ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 それでは、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 ないようですので、最後に、指標の設定について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(伊藤調整担当係長) 指標については、42ページになります。

まず最初に、いただいたご意見ですが、しょくまる・協定の認知度がとても低いけれども、理由を検証できていますかというご質問に対して、行政としての周知のほか、事業者みずから商品にマークを掲示するなどの取り組みが必要と考えられます。今後、それらを踏まえて周知啓発に力を入れていきますというふうに事務局側で説明させていただきました。

そして、42ページで、本当はおもてなし推進認定施設数が100件という数字を入れさせていただいていたのですが、今回は削除させていただいております。指標値の数が100というのが少なかったということと、今年度後半の事業になりますので、事業としてきちんと確立した上で、内容を精査して、確定しましたら見合った数値指標を検討したいと思っております。

指標の設定については以上です。

最後に、計画の名称についてです。

一番最初のページに戻らせていただきます。

計画の名称につきましては、本会議が市長の附属機関ということで設置されて、初めてこういった中でご議論いただいてまとめられた計画という意味合いを込めまして、この会議の名称をそのまま計画の名前にさせていただいて、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画とさせていただきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○池田会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、まず、質問はございますでしょうか。

ほかのところでも結構ですので、全体を見て何か質問等がございましたら、お願いします。

○加藤委員 ご説明、ありがとうございます。

私がこの会議に参加するようになった最初のころに、先進的な札幌の食の安全のインフラを整える推進計画になるようにしたいという希望を述べさせていただいたのですが、本当に着々とそういった推進計画になりそうなものにまとまってきているのではないかと感じていまして、最近是非常に感動しながら会議に出ております。

そこで、きょうお示しいただきましたものの中に写真等が入ったことによって、視覚的にも非常にわかりやすいものになったのではないかと思います。

そして、私を感じて、ここをこうしたほうがよろしいのではないかと考えたことが1点ありましたので、申し上げたいと思います。

21ページの表になったところです。

ここは、表になったことですごくわかりやすくなった反面、文字だけを見る方も中にはいまして、この表の記述が19ページの「推進事業（21ページ参照）を開始し」というところにまとまり切ってしまうと、何をやってきたかというものがここを見ないとわからなくなります。そうすると、すごくもったいない気がします。重複する必要はないと思うのですが、何年から何年にかけて幾つの事業をし、こうこうこうですということを2行くらい入れて、それをもっと詳しく見たい方は次の表を見るというようにされて、割愛しないほうがわかりやすいのではないかとということが一つです。

今のことと理由は同じで、29ページのステップアップの図です。これも、写真や図しか見ない方はすごくよくわかると思うのです。その点線の枠の中に、「積極的にステップアップしていくことが求められます」という文章がありますが、本文にはその記載がないです。

それは、札幌市としては施策をサポートするためにこれこれの施策をしていますということですが、その文章につながるような一文を、この図も入れた上で加筆されると、文章を読む方も、図を見る方も、文章を見て図を見る方も皆さんわかりよくて、そんなに負担なく読めると感じました。もしよろしければ、そういうふうにしていただけたらと思います。

○事務局（伊藤調整担当係長） ステップアップのことは、28ページの基本施策2の事業者の自主的取り組みの推進の施策の展開1の4行目に「ステップアップ」という言葉を入れさせていただいているのですが、今いただいたご意見を参考に、ここはもう少し考えたいと思います。ありがとうございます。

また、事業の説明について、何年から幾つぐらいやったということを2行くらいで示せるように、ぜひ検討させていただきたいと思います。

○池田会長 ありがとうございます。

ほかにないでしょうか。

○木寄委員 質問ですけれども、おもてなし推進というのは、平成26年度から始まる事業で、その数値設定がまだ確定していないので入れ込んでいないというご説明でしたか。

○事務局（伊藤調整担当係長） そうです。

○木寄委員 平成26年度ということは、来年の3月までですね。そうすると、今は10月ですので、事業自体は始まっていて、実績みたいなものは何かあるのでしょうか。

○事務局（伊藤調整担当係長） 事業については、まだ検討の段階でありまして、3月までに軌道に乗せるための制度等を完成させたいと思っております。

この事業に関しましては、食品だけではなくて、食育とか禁煙とかバリアフリーとか、そういった関連部局との調整もごきますので、それぞれの施設数から大体幾つくらいの数になるのかということをもう少しきちんと精査してから載せたいと思っております。

○木寄委員 そうしますと、基準値の平成26年度が今はゼロ件になっていますが、ここに何か数字は入ってくるのですか。

○事務局（伊藤調整担当係長） 平成26年度から5年後には幾つになるかということ、制度ができ次第、載せたいと思っております。

○木寄委員 ありがとうございます。

○池田会長 ほかにございませんか。

それでは、全体の計画について、これまで4回にわたり、そして本日もご意見をいただきましたが、おおむねこれでよろしいということであれば、細かなところは事務局と私と大金副会長にご一任いただき、これまでのご意見を含めて取りまとめまして、最終的な答申にしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○池田会長 ありがとうございます。

それでは、今後の流れについて、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（細海食の安全推進課長） 皆様、ありがとうございます。

推進計画の今後の流れにつきましてご説明させていただきます。

今、会長からお話がありましたように、会長、副会長に一任ということにさせていただきましたので、本日ありましたご意見等も含めて最終調整を行い、答申を市長にさせていただくこととなります。

答申のスケジュールでございますが、ただいま、札幌市は議会中でございます、市長、副市長の日程が非常に確保しにくい状態でございます。そこで、こちらの都合になって大変恐縮ですが、あしたの午後に市長に対しての答申の手交式を市長会議室で行いたいと考えております。

このため、池田会長と大金副会長におきましては、この会議終了後に答申案の内容について最終調整をさせていただきたいと考えております。

また、推進会議を代表いたしまして、手交式への出席者でございますが、会長と副会長のお二人にご出席をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

答申をいただいた後ですが、この推進計画は市のほかの部局に関しての記載等もございますので、内部で全庁的な会議を設けまして、関係するところからのご意見も踏まえてまたまとめていきたいと思っております。

その後は、市議会への報告となります。市議会への報告が終わりましたら、今度は広く市民の方にご意見を伺うため、パブリックコメントということで、約1カ月程度、この計画案を公開しまして、広く市民の方から意見を募ることになります。それを反映させた形で、最終的に今年度末に完成させたいということでございます。

なお、パブリックコメントが終わりまして、最終的に確定して公表という際には、委員の皆様にも改めてご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○池田会長 ありがとうございます。

続きまして、二つ目の議題の食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（河波食品保健係長） 食品保健係の河波でございます。

私から、食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）の一部改正について、お手元の資料4をもとにご説明させていただきたいと思っております。

札幌市では、食品衛生法第50条に基づきまして、食品等の事業者が営業施設の内外の清潔保持等、公衆衛生上講ずべき措置の基準、いわゆる管理運営基準と呼んでいますが、これを札幌市食品衛生法施行条例において規定しているところでございます。

この管理運営基準に関しまして、国は各自治体が管理運営基準を規定するときの技術的助言としてガイドラインを策定しております。

今回、このガイドラインが平成26年5月の通知により一部改正されました。

内容としましては、1点目としまして、国内の食品等の事業者に対して、HACCPの将来的な義務化を見据えつつ、HACCPの段階的な導入を図る観点から、これまでの管理運営基準に加えまして、HACCPを用いて衛生管理を行う場合の基準を新設する改正を行いました。

ちなみに、この基準は、従来型と区別しまして、推進計画の中にも記載されておりますが、HACCP導入型管理運営基準と呼んでいきたいと思っております。

2点目としまして、平成25年12月に群馬県で発生いたしました冷凍食品への農薬混入事件の事案を踏まえまして、平成26年10月に通知が出まして、食品等の事業者が消費者等から食品に関する苦情を受けた場合に、保健所に速やかに報告することもガイドラインにあわせて規定されました。

この2点の変更につきまして、具体的内容について説明していきたいと思えます。

2ページ目をめくっていただきまして、HACCP導入型管理運営基準の新設でございます。

HACCPという考え方は、ご存じのとおり、もともと宇宙飛行士が宇宙で食中毒になったらどうするのか、食中毒が起こらないためにはどうしたらいいか、どのような食品管理を行えばよいかという考えから、NASAが生み出した衛生管理の手法とその考え方で

す。すなわち、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で、どんな微生物汚染、どんな危害が発生するかという危害と要因をあらかじめ分析しておいて、より安全な製品をつくるに当たって、特に重要な管理項目を定め、これを連続的に監視することにより、製品の安全を確保するための衛生管理の手法でございます。

この考え方は、「分析」のHazard Analysisと「管理項目」のCritical Control Pointの単語の頭文字をとってHACCPと呼ばれております。

図1のイメージ図を見ていただきたいと思えます。

原材料から出荷まで、こういった商品があります。例えば、ハンバーグを想像していただきたいのですが、ハンバーグがありまして、お肉等の原料を受け入れまして、下処理をし、加熱し、冷やして、包んで出荷します。ここで、例えば、100個のハンバーグをつくったとして、10個ぐらいランダムに抜き取って製品を調べてみた場合、その10個が問題なかったからといって、残りの90個が問題ないとは言い切れません。

それであれば、100個のハンバーグをそのまま100個とも大丈夫だというふうに持っていきたいとした場合、どういうふうを考えるべきかです。

このハンバーグは、ほかにもいろいろな細かいことはありますが、簡略的に言えば、生肉から来ていますので、ハンバーグには何らかの菌が入っている可能性があり、その菌を殺すためにはどうしたらいいかというと、加熱すればいいのです。

もう一つ、危害として考えられるのは、金属の異物です。例えば、お肉に注射針が入っているかもしれませんし、金属のスライサーの歯がこぼれ落ちているかもしれません。それを防除するためにどうしたらいいかというと、金属探知機を使えばとめられます。この2点が考えられると思えます。その2点をしっかり管理していけば、ハンバーグは安全なものになるはずで

す。そこで、イメージ図の中の加熱に注目をいただきたいと思えます。この加熱は、規定の温度以下にならないように、ちゃんとした温度をずっとかけていけば基本的にハンバーグはちゃんと加熱されている状況なのですが、例えば、モニターなどでその温度が継続され

ていることが確認できれば、加熱不足でこのハンバーグが汚染されるということは回避できます。

もう一つ、この包装段階で金属探知機がしっかり作動していることが担保されれば、ハンバーグに関しては金属に対する危険がなくなるということで、加熱と包装の部分をしっかり連続的に監視していれば、100個のハンバーグは100個とも安全だと言えるだろうというのがHACCPの考え方です。先ほど申し上げましたように、抜き取り検査よりも、継続的にモニタリングすることによって、より安全・安心なものを提供できるという考え方がHACCPの考え方です。

HACCPは、国際標準の衛生管理手法でして、現在、貿易の相手国によっては、HACCPによる衛生管理を輸入の要件としている国もあります。

このような背景のもと、先ほど申し上げました平成25年6月に閣議決定されました日本再興戦略の中で、2020年までに農林水産物の輸出額を1兆円にする目標を掲げておりまして、世界に向けて日本の食品の安全性をアピールするためにHACCPの普及促進することを国が明言しました。

そのことを受け、厚生労働省では、国内の食品事業者に対しまして、HACCPの将来的な義務化を見据えつつ、HACCPを事業者に段階的に導入していくために、先ほどありました管理運営基準のガイドラインにおいて、従来のこれまでの管理運営基準のほかに、HACCP導入型の管理運営基準を新設するという改正を行うに至りました。

改正の概要についてでございますが、次のページです。

簡単なイメージ図を載せておりますが、食品等の事業者が実施すべき管理運営基準は、従来の基準と新しくつくられましたHACCP導入型基準のいずれかによるものを事業者が選択できることになっております。

この場合、図2にありますように、右側の緑色のところに書いてあります改正後のHACCP導入型と従来型のいずれの基準にもよっていない場合は違反となります。

新しくできますHACCP導入型管理運営基準は、その下の図3にもありますように、基本的には、黄色い囲い字で書いています右側の従来型管理運営基準をベースに、特にアンダーラインの第2の6と9と11の項目につきまして、HACCPに基づく衛生管理の概念を導入し、左側のHACCP導入型管理運営基準の第2の食品取り扱い施設等における衛生管理の項目中に6と9と11が中に組み込まれた形になっております。

このガイドラインの具体的な内容に関しましては、参考資料として次のページに載せております。

これは、国がつくっているガイドラインの6、9、11の項目に関して今回はHACCPの考え方を取り入れた指針に変えたという内容がこのページにありますので、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、次のページです。

健康被害につながるおそれが否定できない苦情の保健所等への報告規定の新設です。

これは、先ほど話をしました冷凍食品に関係する部分です。再び申し上げますけれども、皆様ご存じのとおり、記憶も新しいですが、平成25年12月末に群馬県の冷凍食品工場が製造しました数種類の冷凍食品から極めて高濃度の農薬のマラチオンが検出されたことに関しまして、ことしの1月25日に、その工場の準社員が故意に農薬を混入したということで逮捕されました。

本事件を受けまして設置されました第三者検証委員会の中で、その報告の結果から、食品衛生上の危機管理対応としまして、保健所等への報告案件について、管理運営基準にしっかり規定することによって、報告に関して強制力を持たせた対応が必要であると示唆されました。このような背景から、保健所は、食品衛生上の苦情内容を早期に探知し、食品事業者とともに被害の拡散防止対策を速やかに講じる必要があるという考えのもとから、食品に対する苦情について保健所に速やかに報告する旨を規定しました。

改正の概要につきましては、従来型管理運営基準及びHACCP導入型管理運営基準において規定されています。3ページの図3の右側の従来型基準の第2の13に情報の提供という項目があります。この情報の提供には項目が二つ記載されているのですが、さらに戻りまして、指針より関係箇所抜粋と書いていますが、この資料の文言が3項目めとして追加になっております。

札幌市としましても、HACCPによる衛生管理の普及促進、あるいは、飲食に起因する健康被害の未然防止の観点から、国が示しましたガイドラインの内容を踏まえまして、条例改正に向けた対応を検討していきたいと考えております。

今後の予定としましては、現在、札幌市の法制担当の部署と協議を行っておりまして、以後、パブリックコメントを募集し、議会で承認を求めた上で、来年度初頭の施行をめどに作業を行っていききたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○池田会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○梶原委員 私はいつも思うのですが、平成25年12月に群馬県の冷凍食品工場で犯罪が起きますね。犯罪が起きますと、国が通知を出して、すごく厳しいことを各自治体や各保健所に言います。昔からこの繰り返しをずっとしているようですけれども、犯罪を起こされてしまったのは仕方ないのであって、国が基準を変えて厳しくする、それにまた税金がかかっていく、人もふやしていくというのはどうかと思うのです。僕が言っていることは的を射ていないかもしれませんが、犯罪というのは、不可抗力というか、どうしようもないことです。ですから、そのたびに基準を変えてというのはどうかと思います。それは会社の社長さんとの信頼関係みたいなもので、世の中にはありますよね。どうなのでしょう。

○事務局（河波食品保健係長） 今回の件に関しましては、平成25年12月の事件が発端ではあるのですが、その会社が何らかの事故が起きたことを把握しながら報告がおくれ

たということが初動捜査のおくれに結びついたので。ですから、今後、事件性があるかないかにかかわらず、健康被害が起こりそうな状況を把握したら、漏れなく保健所に話を一緒にやっていきたいと思いますという内容の改正なのです。

○池田会長 こういう情報を早目に開示して被害が広がるのを防ぐという面がありますので、確かに刑事事件ではありますが、こういう対応をとらざるを得ないところだと思います。

ほかにご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 ないようですので、その他について、事務局からお願いいたします。

○事務局(細海食の安全推進課長) その他になります。特に議題を用意してはおりませんが、次回の推進会議の予定につきまして説明させていただきたいと思います。

次回の推進会議は、来年の1月の開催を予定しております。ことしの1月もそうだったのですが、新年度のための監視指導計画という1年計画をつくらなければなりませんので、監視指導計画につきまして素案を示して意見をいただきました。したがって、次回も、同じような形で平成27年度の監視指導計画の素案に対してご意見をいただきたいと思いますと考えております。また近くなりましたら、日程調整等のご連絡をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○池田会長 各委員の方々から何かございましたらお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 だんだんと寒くなりまして、次回お会いするのは真冬の1月ということでございます。

3. 閉 会

○池田会長 それでは、これもちまして、本日の議事は終了し、閉会とさせていただきます。

長時間にわたりまして、ありがとうございました。

以 上